

## 核燃料物質使用変更承認申請に関する説明資料

京都大学複合原子力科学研究所

### ・申請内容の方針変更について

この度申請した核燃料物質使用変更承認申請書では、臨界集合体棟と特別核燃料貯蔵室の内容に関して、臨界集合体棟では使用量の変更、特別核燃料貯蔵室では管理区域の変更について申請を行った。この内、特別核燃料貯蔵室の変更内容について、初回申請時の内容から方針の変更を行いたい。

今回の申請では、米国への輸送準備に向けて、特別核燃料貯蔵室の防護規定を変更する必要があるとの認識から、その根拠となる特別核燃料貯蔵室の管理区域を変更することとされていたが、特別核燃料貯蔵室の防護措置については、原子炉施設の防護措置で代替できることが判明した。そのため、輸送準備においては、防護規定に定められている代替措置を採るため、使用施設の防護規定の変更が不要となった。

使用施設の保安規定においても、管理区域の一時管理区域の設定が許可されており、予定される一時管理区域についても、原子炉施設および使用施設の非該当施設の管理区域となるため安全上の問題はない。また、管理区域からの持ち出しについては、表面密度が使用規則の限度以下であれば持出が可能である。なお、一時管理区域を設定した場合、通常の管理区域と一時管理区域は、つながっているため管理区域外を通過することはない。一時管理区域からの持ち出しについても、上記と同様の表面密度の測定を実施し、限度以下かどうかの確認を実施する。なお、原子炉施設における同様の活動についても、同様の対応を実施している。さらに、輸送においては外運搬規則に必要な措置を講じることが定められており、原子炉施設と同様の対応を実施する。

以上のことから、この度申請した特別核燃料貯蔵室の変更内容については、これまでのヒアリングにおいて頂いたコメントである使用の目的の変更を追記することを主たる変更の理由とする。

### <特別核燃料貯蔵室の主たる変更理由>

- ・平和の利用の目的以外に利用されるおそれがないことの説明  
申請書の「使用の目的」に適切な説明を追記する。

なお、管理区域の変更においては、引き続き保安規定の変更が必要であったが、今回の変更予定である「使用の目的」の変更の場合は保安規定の変更を必要としない。

以上